

江津市いじめ防止基本方針

平成26年 8月18日



江 津 市

< 目 次 >

はじめに

第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方	1
1. いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2. いじめの定義	1
3. いじめに対する基本的な方針	1
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2 市が実施する取組・対応	3
1. 子どもを見守る環境を整える	3
(1) いじめ防止のための組織の設置	
(2) 通報及び相談体制の整備	
(3) 関係機関、地域、家庭、民間団体との連携強化	
(4) 教職員等の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等	
(5) いじめの実態の周知	
(6) 学校相互間の連携	
(7) 保護者に対する支援	
(8) 学校と地域・家庭との連携協働体制の構築	
(9) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検	
2. いじめを未然に防ぐ	4
(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成	
(2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援	
(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	
3. いじめに対処する	5
(1) いじめに対する措置	
(2) 重大事態への対応	
第3 学校に実施を求める取組	6
1. 学校いじめ防止基本方針の策定	6
2. いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
3. いじめ防止等に関する措置	7
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) 重大事態への対応	
4. その他の留意事項	10

- (1) 組織的な体制整備
- (2) 校内研修の充実
- (3) 学校相互間の連携体制の整備
- (4) 地域や家庭との連携及び保護者への支援

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということも忘れてはならない。

江津市は、「故郷に誇りを持ち、心豊かに、はばたけ未来へ」を教育目標として掲げ、子どもたちの健全育成の推進に努めているが、いじめ対策についても、『江津市教育委員会人権相談システム』を活用し、教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築を図るなど、取り組みを行っているところである。

「江津市いじめ防止基本方針」は、こうしたこれまでの取り組みに加え「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為であることを今一度肝に銘じ、学校のみならず、家庭、地域においても、児童生徒一人一人がかけがえのない存在として、お互いを尊重しあうことのできる社会を築いていくことが重要である」という認識にたち、江津市としていじめ防止に対する考え方を示すものである。

第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはすべての児童生徒に関する問題である。

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行われなければならない。そのためには、児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取り組みが行われなければならない。また、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が理解できるようにしなければならない。さらには、いじめを受けた児童生徒が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりしなければならない。

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者間の連携を図り、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

2. いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 2 条では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

3. いじめに対する基本的な方針

（1）いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題

題克服のためには、全ての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取り組みを行っていくことが重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行うことによって、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培うとともに、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめの様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要となってくる。加えて、全ての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

また、家庭においては、就学前の段階を含めて、規則正しい生活習慣を身につけさせたり、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や江津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、地域や家庭においても、子どもの様子を見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等に相談・通報することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、教育委員会や学校は、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、PTA、(主任)児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校支援地域本部を活用したりするなど、体制を整備していく必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組む体制を整備していくことが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等)との適切な連携が必要である。

たとえば、教育相談については、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒、保護者へ適切に周知することも重要である。

第2 市が実施する取組・対応

1. 子どもを見守る環境を整える

(1) いじめ防止のための組織の設置

市は、法第14条第3項の規定に基づき、市の教育方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に「江津市いじめ防止対策等専門委員会」を設置する。

(2) 通報及び相談体制の整備

市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるために、相談箱の設置等、相談窓口を確保し、その連絡体制を整備するとともに、学校と円滑に連携を図りながら窓口等の周知を徹底する。また、相談ができにくい児童生徒のいじめに関する訴えを受け付けるための窓口についても、学校と連携を図りながら整備を検討する。

(3) 関係機関、地域、家庭、民間団体との連携強化

市は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携によって適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携を強化する。いじめに関する相談については、必要に応じて関係機関に繋ぐよう働きかけるとともに、支援等を行う。

(4) 教職員等の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、県が行う教職員への研修への参加を促し、「いじめ問題対応の手引き」を活用した校内研修の促進を図る。また、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)といった心理や福祉の専門家など外部専門家を確保し、市への派遣事業を拡充するよう県に働きかける。

(5) いじめの実態の周知

市は、市内の学校におけるいじめ事案の状況の把握に努め、認知件数等の必要な事項について公表する。

(6) 学校相互間の連携

市は、いじめが複数の学校にまたがる場合、また、校種が異なる場合、学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるようにするため、学校相互間の連携の促進が図られるよう働きかける。

(7) 保護者に対する支援

市は、保護者が、法第9条に規定された保護者の責務等を踏まえて、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを許さない」といった子どもの自尊感情、人権感覚を養うための指導等を適切に行い、いじめを守るための適切な関わりができるよう、保護者を対象とした啓発活動を推進したり相談窓口を設けたりするなど、家庭への支援を行う。

(8) 学校と地域・家庭との連携協働体制の構築

市は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、(主任)児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校支援地域本部をはじめとした、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する取り組みを推進する。

(9) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検

市は、国や県が作成した教職員向けの指導資料やチェックリストの配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図るとともに、学校におけるいじめの実態把握等の取組状況を点検するよう働きかける。

2. いじめを未然に防ぐ

(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成

いじめを未然に防ぐためには、児童生徒に、集団における関わりの中で自尊感情や人権意識を高め、思いやりの気持ちなどの豊かな心を育んでいくことが大切である。

このためには、学校では教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図って行くとともに、積極的な生徒指導を推進していくことが必要である。

また、県と連携し、人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための施策を推進し、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取り組みを推進する。また、学校教育活動における集団宿泊体験、ボランティア活動等やキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。さらには、生徒指導や教育相談を推進するための体制を整備する。

(2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援

市は、学校の児童会・生徒会等における、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を置くなどして子ども同士の悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動の促進を図る学校の取り組みを支援する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

市は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視す

るなど、早期発見のための取り組みの体制を整備する。また、インターネットにおける情報の高度な流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、いじめ防止のための取り組みを進める。また、児童生徒、保護者に対して講演・研修会等を実施したりリーフレット等の配布をしたりするなどして周知・啓発を行う。

3. いじめに対処する

(1) いじめに対する措置

市は、学校からいじめ又はいじめと疑われる事案に係る報告を受けた場合には、学校がいじめを受けた児童生徒への支援及びいじめを行った児童生徒への支援や指導を行うこと、及びその保護者に対する助言等を適切かつ継続的に行うことについて、必要に応じて支援する。また、学校におけるいじめへの対応状況について、調査するとともに適切な措置が行われるよう指導・助言等を行う。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告、支援

教育委員会は、いじめが行われ、①で示した基準に基づき学校が重大事態と判断し、報告を行ってきた場合は、すみやかに市長に報告する。また、教育委員会は当該学校において必要な指導及び支援を行う。

また、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応が図れるようにしておく。

③ 事実関係を明確にする調査の実施

教育委員会は、小・中学校において、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問

題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、法28条第1項の規定に基づき「江津市いじめ防止対策等専門委員会」による調査を実施し、調査結果を市長に報告する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、児童相談所などの外部専門家を加えて構成される組織とする。

組織の設置にあたっては、当該組織は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とすることが必要である。

④ 調査報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、報告を受けた後、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づく調査組織「江津市いじめ問題再調査委員会」による再調査を行う。その調査の結果については、議会に報告する。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処や新たな重大事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

第3 学校に実施を求める取組

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県の基本方針、市で策定された基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

2. いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、（主任）児童委員などの外部専門家を加えて構成される組織とする。

組織の設置にあたっては、当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とすることが必要である。

3. いじめ防止等に関する措置

（1）いじめの防止

① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

② いじめの防止のための取組

- ア 保幼小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の間人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ウ 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- エ いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- オ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- カ 人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- キ 所轄警察署等と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取り組みを推進する。

(2) 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、「いじめ問題対応の手引き」を活用した研修を行うとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のいじめに対応する組織に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、(主任)児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。

その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、学校ネットパトロール等を活用して早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

（４）重大事態への対応

重大事態の調査を学校が主体となって行う場合は、県、市、教育委員会の指導・助言の下、以下のような対応に当たる。

①重大事態の調査組織の設置

学校に設置されているいじめ防止等の対策のための組織を母体とした法２８条第１項に基づく調査組織「学校いじめ調査委員会」を設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

②事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

④調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4. その他の留意事項

(1) 組織的な体制整備

いじめへの対応は、一部の教職員が抱え込むのではなく、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

(2) 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

(4) 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、(主任)児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり学校支援地域本部を活用したりするなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。